

# 三原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成 23 年 3 月 18 日

要 綱 第 9 号

三原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 17 年三原市要綱第 99 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、小型浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で三原市小型浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三原市補助金等交付規則（平成 17 年三原市規則第 56 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号の浄化槽で法第 4 条第 1 項に規定する構造基準に適合するものをいう。
- (2) 小型浄化槽 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年 10 月 30 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽であり、同指針に適合するものをいう。
- (3) みなし浄化槽 法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する浄化槽とみなされた単独処理浄化槽（し尿のみを処理するもの）をいう。
- (4) 専用住宅 主に住居の用に供する建物（店舗等を併用するものを含む。）をいう。

（補助対象等）

第 3 条 この要綱において、補助対象となる区域は、次に掲げる区域を除いた区域とする。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の規定により策定された事業計画に定められた予定処理区
- (2) 漁業集落排水事業計画区域
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、生活排水対策事業等により小型浄化槽の設置が

不要と認められる区域として市長が指定する区域

2 補助金の交付対象は、前項に規定する補助対象区域において、次に掲げる理由により自らが専用住宅に小型浄化槽を設置する者で、市税を完納しているものとする。

(1) 同一敷地内でのみなし浄化槽又はくみ取便所からの転換によるもの（建替え後の専用住宅に小型浄化槽を設置する場合にあっては、既存建築物の取壊しの日から1年以内に限る。）

(2) 災害（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1項に規定する自然災害をいう。）からの復旧によるもの

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、又は法第5条第1項の規定による設置の届出が受理されずに、浄化槽を設置する者

(2) 販売又は賃貸を目的とした専用住宅に小型浄化槽を設置する者（ただし、専用住宅の賃借人が賃貸人の承諾を得て設置する場合を除く。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、小型浄化槽の設置に要する費用の範囲内とし、次の左欄に掲げる人槽の区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度額とする。

人 槽	補 助 限 度 額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

2 補助金の額を算定する人槽は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」の規定により、住宅の用に供する面積をもって決定するものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建築確認を伴うものに限る。）及び審査機関の審査を終了した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 賃貸人の承諾書（専用住宅を借りている場合に限る。）
- (3) 浄化槽工事業者との工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽登録証の写し
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 市税に滞納がないことの証明書
- (7) 市内居住誓約書（市外在住者に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、小型浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に小型浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業（以下「事業」という。）の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象者は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更等の申請）

第8条 事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとする者は、小型浄化槽設置整備事業変更等承認申請書（様式第4号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更等の承認及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内

容を審査し、適当と認めるときは、事業の内容の変更又は事業の中止を承認し、小型浄化槽設置整備事業変更等承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定通知を受けた日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（施工の確認等）

第11条 市長は、事業の適正な執行を図るため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認し、又は補助対象者に対して事業の執行状況の報告を求め、若しくは指導を行うことができる。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、事業が完了したときは、小型浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第6号。以下「事業実績報告書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあつては、浄化槽管理士免許状の写し等の資格を証明する書類）
- (2) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 法第11条の規定による受検契約書の写し
- (4) 工事竣工図面
- (5) 工事写真
- (6) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (7) 浄化槽チェックリスト
- (8) 住民票の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 事業実績報告書の提出期限は、当該事業が完成した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する市の会計年度の2月末の日のい

れか早い日とする。

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、小型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金請求)

第14条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付の確定通知を受けたときは、補助金の交付の請求を速やかに行うものとする。

(補助金交付の取消し)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 第17条に規定する責務を果たさなかったとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(補助対象者の責務)

第17条 補助対象者は、浄化槽の機能を常に良好な状態で保持するとともに、法を遵守し、保守点検、清掃及び法定検査を行う等、適切な維持管理をしなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 三原市大和町の区域については、この要綱は適用しない。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日三原市要綱第 62 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 12 日三原市要綱第 78 号）

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日三原市要綱第 10 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



第 号  
年 月 日

様

三原市長 印

小型浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請の小型浄化槽設置整備事業補助金については、三原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成 23 年三原市要綱第 9 号）第 6 条の規定により、交付することに決定しましたので通知します。

1 交付金額 金 円

2 交付条件

- (1) 事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業が完了した日から起算して 30 日以内又は当該補助金の交付の決定のあった日の属する市の会計年度の 2 月末の日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて事業実績報告書を提出しなければならない。
- (4) 事業の執行状況に関し、市長の要求があった場合は、直ちに報告しなければならない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - ア 不正の手段により補助金を受けたとき。
  - イ 交付条件に違反したとき。
  - ウ 要綱第 17 条に規定する責務を果たさなかったとき。
  - エ 事業を中止し、又は市長において事業遂行の見込みがないと認めたとき。
  - オ 市長の指示に従わないとき。



様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

三原市長 印

小型浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請の小型浄化槽設置整備事業補助金については、  
次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

（理由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

三原市長 様

補助対象者

住 所

氏 名

㊞

小型浄化槽設置整備事業変更等承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた小型浄化槽設置整備事業について、次のとおり申請の内容を変更したいので、三原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成23年三原市要綱第9号）第8条の規定により申請します。

区 分	1 申請内容の変更	2 事業の中止
理 由		
内 容		

添付書類

- (1) 変更の内容が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

三原市長 印

小型浄化槽設置整備事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請の小型浄化槽設置整備事業変更等承認については、三原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成23年三原市要綱第9号）第9条の規定により、承認することに決定しましたので通知します。

（変更等の内容）

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

三原市長 様

補助対象者

住 所

氏 名

㊟

### 小型浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた小型浄化槽設置整備事業が完了したので、三原市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成23年三原市要綱第9号）第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検を行う場合にあっては、浄化槽管理士免状の写し等の資格を証明する書類）
- (2) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 浄化槽法第11条の規定による受検契約書の写し
- (4) 工事竣工図面
- (5) 工事写真
- (6) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (7) 浄化槽チェックリスト
- (8) 住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

三原市長 印

小型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した小型浄化槽設置整備事業の補助金の額を、年 月 日付けで提出の事業実績報告書に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 交付決定額 金 円也
- 2 確定額 金 円也